

特許を取得するための条件



特許庁では、特許出願を成立させるにあたって、どんな審査をしているのか知ってるかい？

審査のポイント

1. 有用 & 新規 & 高度な発明か？ 2. 出願の記載は適切か？ 3. 最先の出願

1. 特許を与える価値がある発明であること

(i) 産業上の利用可能性.....**産業の役に立つ有用な発明** . . .

有用性が不明または明らかに実施することができないような発明はダメ

(例： 何ら効果を持たない化合物、癌を手術する方法、地球全体を特殊フィルムで覆う方法)。



(ii) 新規性.....**新しい発明**

①公然と知られた発明(公知)

②公然と使用・製造・販売等された発明(公用)

③刊行物やインターネットに記載された発明(刊行物記載)

はダメ



(iii) 進歩性.....**容易に思いつかない高度な発明** . . .

従来品の「最適材料の選択」、「設計変更」、「単なる寄せ集め」等の発明はダメ



2. 出願された発明の内容が、客観的に理解して追試できる程度に、書かれていること



3. だれよりも早い出願であること

同じ発明が複数出願された場合は、出願が早い人の勝ち！

